

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働の延期に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年 6 月 27日

提出者

17番 た き 美世子

12番 山 本 ひとみ

19番 本 間 まさよ

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

## 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働の延期に関する意見書

今、政府が進めようとしている住民基本台帳ネットワークシステムが、2002年8月から稼働する予定になっています。このシステムを稼働するにあたり、プライバシーの侵害の危険があるとして、住民基本台帳法付則第1条第2項で「この法律の施行に当たっては、政府は個人情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする」と規定したことを受けて、行政機関個人情報保護法案が提案されました。

しかし、この法案は、特定の目的のために取得した個人情報について、行政機関の判断で利用目的を変更することを認め(3条3項)、行政機関内部での目的外利用(8条2項2号)や、行政機関同士での情報提供(同3号)なども広く認めています。

先日、明らかになった防衛庁の個人情報リスト問題から考えても、大量の個人情報を保有している行政機関に対して、恣意的利用を監視・制限する視点から、この個人情報保護法案の抜本的修正が必要であるといえます。

したがって、武蔵野市議会は、個人情報保護の点で十分な法的拘束がないまま、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働することには、住民を守る立場から賛成できません。

2002年8月稼働にこだわらず、十分な検討のため、延期を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年 7 月 1 日

武蔵野市議会議長 井 口 良 美

内閣総理大臣  
総務大臣

あて